

令和3年度障害福祉サービス等報酬改定 に関する意見等

特定非営利活動法人 全国就業支援ネットワーク
代表理事 酒井 京子

特定非営利活動法人全国就業支援ネットワークの概要

1. 設立年月日：平成19年6月11日

2. 活動目的及び主な活動内容：

障害のある人の就業生活の支援のために、望ましい職業指導や就業支援のあり方を研究・研鑽すること、全国における就業支援機関・組織運営の健全化などについて相互に意見や情報を交換し、障害のある人が自立した生活を送ることができる環境形成に寄与することを目的として創設され、「地域で」「連携して」「実践に基づいて」「政策に関与して」を理念に活動をしている。

障害者職業能力開発施設部会、就労移行支援事業所部会、障害者就業・生活支援センター部会の三つの部会と7つのブロックに分けた地域を軸として、長年にわたり活動している。

【主な活動内容】

- ・ 定例研究・研修会の開催
- ・ 障害者職業能力開発施設連絡会の開催
- ・ 就労移行支援のあり方を学ぶ研修会の開催
- ・ 就業生活支援基礎講座の開催
- ・ 障害者就業・生活支援センター事業をより深く考えるための全国フォーラムの開催
- ・ 訪問型職場適応援助者養成研修の実施
- ・ 地域における就業支援ネットワーク形成事業の実施

3. 加盟団体数(又は支部数等)： 258団体(令和2年6月時点)

4. 会員数： 258 (令和2年6月時点)

5. 法人代表： 代表理事 酒井 京子

令和3年度障害福祉サービス等報酬改定に関する意見等(概要)

1. より質の高いサービスを提供していく上での課題及び対処方策・評価方法について

- (1) 就労支援に携わる人材育成について
 - ・福祉サービス事業所に労働分野に精通した人(企業経験者など)を配置することを促進する
 - ・就労移行支援における就労支援員等が効果的な研修の受講を必須要件とし、支援の質の向上を図る。
- (2) 事業所の指定と事業開始後の実地指導について
 - ・指定要件の見直しと実地指導の徹底
- (3) サービスの質を評価する仕組みづくり
 - ・利用者・家族・企業・関係機関からの外部評価の導入と情報公開
- (4) 就労移行支援事業について
 - ・基本報酬の評価の基準の見直し
 - ・利益供与のガイドラインの厳格化
- (5) 就労定着支援事業について
 - ・抜本的な制度の見直し

2. 就労系サービスの地域における個々のニーズに応じたサービス提供体制について

- (1) 就労アセスメント体制の強化
- (2) 市町村ごとに異なる支給決定プロセスや基準の是正
- (3) 地方都市での要件緩和

3. 障害福祉サービス等に係る予算が、障害者自立支援法施行時から3倍以上に増加し、毎年10%弱の伸びを示している中で、持続可能な制度としていくための課題及び対処方策(視点3)

- (1) 就労継続支援B型事業を利用していた人がステップアップをして就労移行支援事業を利用し、就職していくという実績を評価する仕組みが必要
- (2) 人員配置基準の緩和
- (3) 地域における報酬単価の評価基準を変える
- (4) 市町村による福祉サービスの検証

4. 新型コロナウイルス感染症による影響(視点4)

- (1) 就職率や定着率への影響による特別措置

令和3年度障害福祉サービス等報酬改定に関する意見等(詳細版)

1. より質の高いサービスを提供していく上での課題及び対処方策・評価方法(視点1)

(1) 就労支援に携わる人材育成について

- ・就労移行支援における就労支援員等が就労支援員研修や職場適応援助者養成研修などの効果的な研修の受講を必須要件とし、支援の質の向上を図る。
- ・福祉サービス事業所に労働分野に精通した人(企業経験者など)を配置することを促進するための加算の新設
- ・人材育成は時間を要するものであり、人材育成の検討には、福祉と労働の双方を横断的に検討する事が必要となる。サービスや施策ごとではなく、就業・生活支援センター、職業カウンセラー、職場適応援助者、就労系サービス事業所の支援員などの人材育成のカリキュラムを統合させ、求める役割と資質を再整理することが必要である。

(2) 事業指定時や指定後の監査について

(2)-1 事業所指定要件の見直し

- ・就労系サービス事業所においてはサービス管理責任者の就労支援の経験年数や就労支援員のジョブコーチ研修受講の義務化、事業指定時における事業実施内容や就労支援プログラムの確認、企業実習先の確保などの指標を設ける

(2)-2 事業指定後の実地指導

- ・指定後の事業所の状態を把握するために、新規に事業を開始した後2年を目安に実地指導を行い、自治体は事業所の現状把握に努めることとする。

(3) サービスの質を評価する仕組みづくり

- ・就労系サービスにおける良い支援とはどのような支援か。支援者サイドの思いだけでなく、就労移行支援事業等を経て働き続けている当事者や、勤務先企業が求める支援内容も含め検討することが大切である。
- ・利用者・家族・企業・関係機関からの外部評価の導入→情報公開

(4) 就労移行支援事業について

- ・就労移行支援事業所の基本報酬の評価の基準を単年度から2年間に変更(分母は定員数)
- ・交通費や昼食支給、資格取得費用無料などで利用者を集客している事業所が散見される。利益供与について明確化しガイドラインを徹底する。
- ・就職者が出た後に新規利用者が入るまでの期間を保証する制度

令和3年度障害福祉サービス等報酬改定に関する意見等(詳細版)

(5) 就労定着支援事業について

- ・就労定着支援事業は本来は生活面での課題にアプローチすることにより就労継続の安定を図るとともに企業の支援力や雇用管理能力を高めることを支援する事業であるが、現状では支援内容がともなっていない。就労移行支援事業、ジョブコーチ、就労定着支援事業、障害者就業・生活支援センターによる支援の整理を行い、単に期間だけで区切るのではなく、相互に連携しながら支援の連続性を担保し、利用者が安心して支援を受けられる環境整備が必要である。
- ・就労移行支援事業から就労定着支援事業へのスムーズな移行
就労後に再度、サービス受給者証の手続きを行う必要があることから、就労移行支援事業終了時に半年後に開始する就労定着支援の利用手続きを可能とし、スムーズに利用開始ができることが望ましい
- ・個別支援計画作成の見直し期間
就労定着支援事業において3か月で大きな変化がみられることは少ないことから、モニタリングの基本期間を6か月とし、必要に応じてその都度見直しを行うことでよいのではないか
- ・基本的には3年半をめどに企業に支援のバトンを渡すことを前提としながらも、定着支援事業の支援終了後も支援機関の支援が必要と認められる者への継続実績に応じた加算
- ・利用料の発生することにより本来は定着支援が必要な人が利用を希望しないケースがあることから、1割負担についての助成や補填の検討
- ・就労定着支援事業単体でも経営できる報酬単価・仕組み-現行の報酬基準では人員配置をしても赤字経営とな。
- ・長期就労の実現が質の担保と考え評価する-3年一括りでの評価ではなく単年ごとの評価
- ・転職支援について
1か月以内の転職が対象というのは期間に無理がある。再就職手当は一般には自己都合で3か月あることから3か月でどうか。
- ・サービス対象者の範囲を拡大
利用対象者は障害福祉サービスを利用後、一般就労した者であることとなっているが、公平性が保てないのではないか。能力開発施設や特別支援学校等、他の制度を利用後、一般就労した者も対象とするべきである。
- ・定着支援ツールの活用
限られた体制での定着支援を行えるように、SPISのようなクラウド型の状況把握システムにより日常的な状況を遠隔でリアルタイムに把握し、危機的状況が生じる前に兆候をとらえて対応をできる支援方法を認めてはどうか。また、精神障害者は定着に課題を抱える場合も多いことから、精神保健福祉手帳を所持者の割合に応じた加算

令和3年度障害福祉サービス等報酬改定に関する意見等(詳細版)

2. 地域において、利用者が個々のニーズに応じたサービスの提供を受けられるようにするための、サービス提供体制の確保に向けた課題及び対処方策(視点2)

(1) 就労アセスメント体制の強化

特別支援学校からの直Bアセスメントにおいて適正な評価がなされておらず、一般就労の可能性がありながら就労継続支援にとどまっている一方で、就労移行支援事業の前提ありきで就労準備性が全く整っていない状態で就労移行支援の2年間を効果的に利用できていないケースもある。入口での就労アセスメントを強化し、就労継続支援A型やB型から希望者が就労移行を利用するという流れが生まれると良いのではないか。(適切な利用のタイミングの検討)

そのためにも相談支援事業所(計画相談)との連携が重要であり、第三者の目が入り評価を受けることにより、安易な就労継続支援A・B型への利用が減り、個々のニーズに合ったサービスを選択できる環境を整備することが必要。

そのためには就労相談ができる相談支援専門員の育成が求められる。

(2) 市町村ごとに異なる支給決定プロセスや基準の是正

- ・就労移行支援事業における3年目の延長や離職後の再利用、休職中や在学者の利用、コロナ禍における在宅利用など、自治体ごとでの判断にバラツキがあり、ニーズがあっても利用できないケースがある。判断となる基準を示し、徹底してもらいたい。

(3) 地方都市での要件緩和

- ・就労移行支援事業所数は都市部と地方で大きな差が生じており、特に人口が少ない都道府県においては就労移行支援事業所の数が少なく、就労に向けた訓練の機会の格差が生じている。人口の少ない地域では定員要件を緩和し、10名以下でも就労移行支援事業所を単体で開設できるように報酬体系を新設することにより就労を促進する。

※地方において就労移行支援事業所が減少している状況に対する調査と対応

令和3年度障害福祉サービス等報酬改定に関する意見等(詳細版)

3. 障害福祉サービス等に係る予算が、障害者自立支援法施行時から3倍以上に増加し、毎年10%弱の伸びを示している中で、持続可能な制度としていくための課題及び対処方策(視点3)

(1) 就労継続支援B型事業を利用していた人がステップアップをして就労移行支援事業を利用し、就職していくという実績を評価する仕組みが必要

・就労移行支援事業では原則2年の利用期間が設けられているが、2年以上の関わりの中で就職していくことができる人たちへの支援強化を図ることにより一般就労へとつながる人が増えていく。支援学校卒業時には就職という進路を決定しなかった人たちや、元々一般就労を目標に持たなかった人たちが、数年かけて就職していくという選択肢を増やす必要がある。B型から就職者を支援したことの評価に加え、就労移行支援事業へのステップアップを支援したB型の実績、就労移行を利用する以前からB型の利用者に関わりステップアップを支援した就労移行支援事業の実績を評価など。

(2) 人員配置基準の緩和

・例 就労支援員15:1の配置 多機能で就労移行定員10名の場合 残り5名分を定着支援事業の配置に算定するなど

(3) 地域における報酬単価の評価基準を変える

・都市部は企業も多いが、郊外や地方に行くと企業数も減少している等、都市部と地方の差を評価基準に入れる

(4) 市町村による福祉サービスの検証

・市町村と自立支援協議会、就労においては障害者就業・生活支援センターが連携強化し、お互いのサービスを検証する。某市自立支援協議会就労支援部会では、3年目の利用延長を申請する場合、延長を希望する利用者と就労移行支援事業所がコア会議(市役所、ハローワーク、ナカポツ、複数の相談支援事業所や就労移行支援事業所などで構成)でプレゼンを行い、参加者全員で意見交換し、今後の具体的な提案を行う場があり、それにより就職率が格段に上がったと同時に、安易な3年目の延長も無くなった。

4. 新型コロナウイルス感染症による影響(視点4)

(1) 就職率や定着率への影響による特別措置

・新型コロナウイルス感染拡大の影響により職場実習の中止、採用活動の延期・中止、内定取り消し、離職など起こっている(参考資料参照)。次年度の報酬単価については、前年度の実績をスライドするなどの措置が必要である。

(参考資料)

新型コロナウイルス感染拡大による 雇用や支援への影響に関するアンケート

実施主体：NPO法人全国就業支援ネットワーク

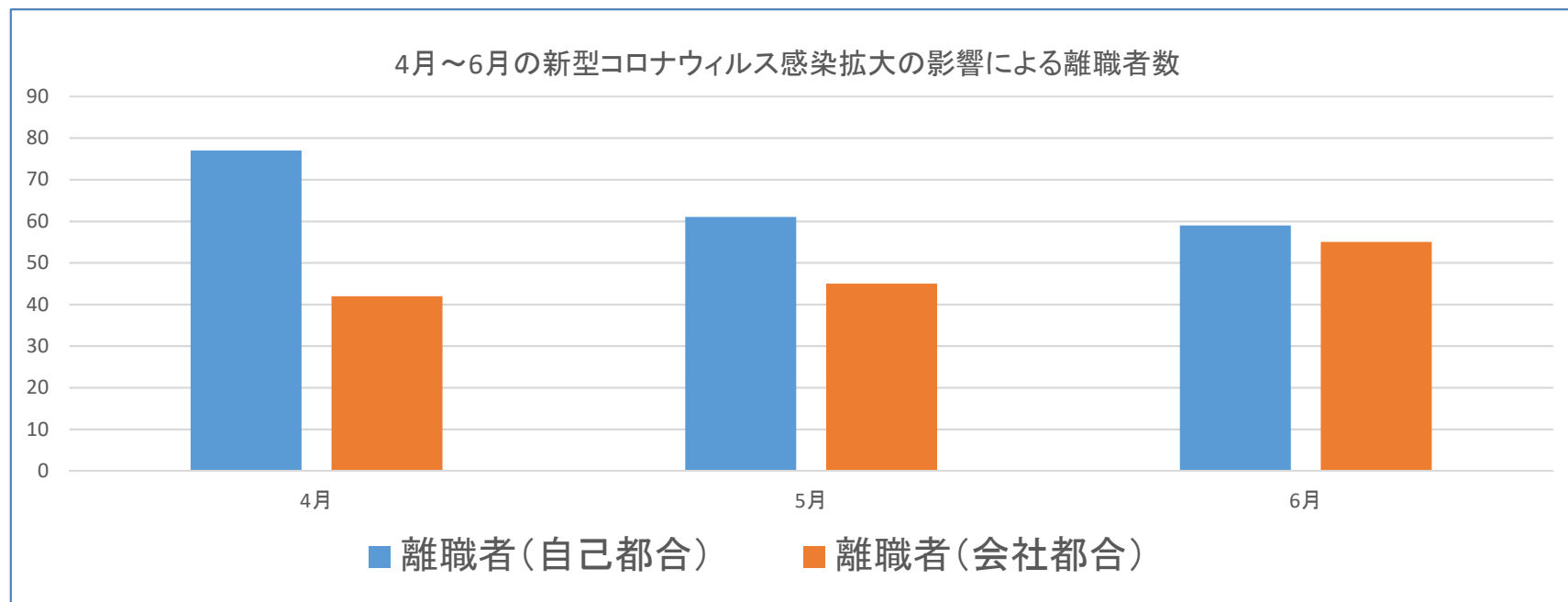
対象：障害者就業・生活支援センター 335センター

実施期間：2020年6月26日(金)～7月3日(金)

集計数：204センター

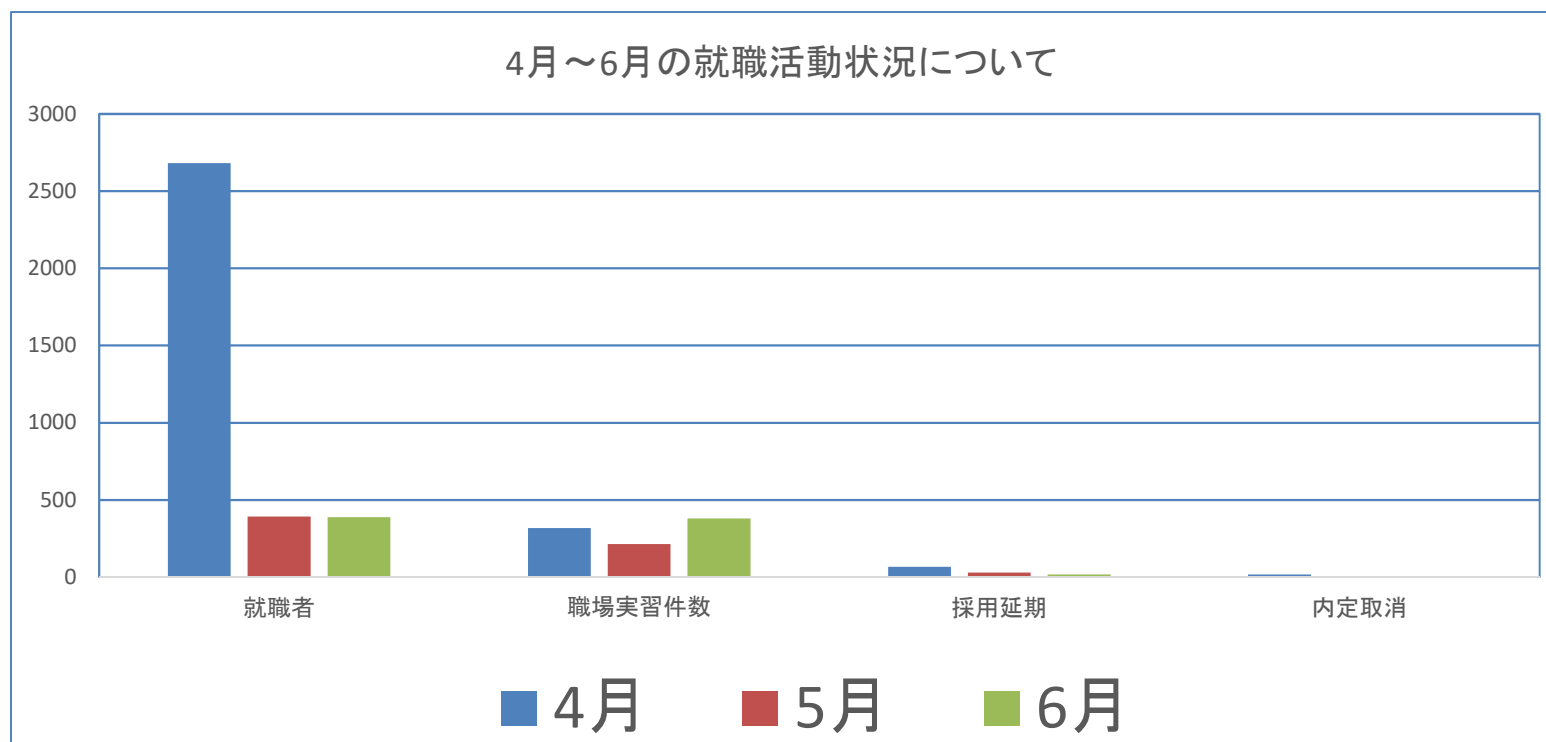
1. センター登録者における4月～6月の新型コロナウイルス感染拡大の影響による離職者数

	4月	5月	6月
離職者(自己都合)	77	61	59
離職者(会社都合)	42	45	55



2. センター登録者における4月～6月の就職活動状況について

	4月	5月	6月
就職者	2,836	411	407
職場実習件数	330	222	397
採用延期	75	29	16
内定取消	17	3	3

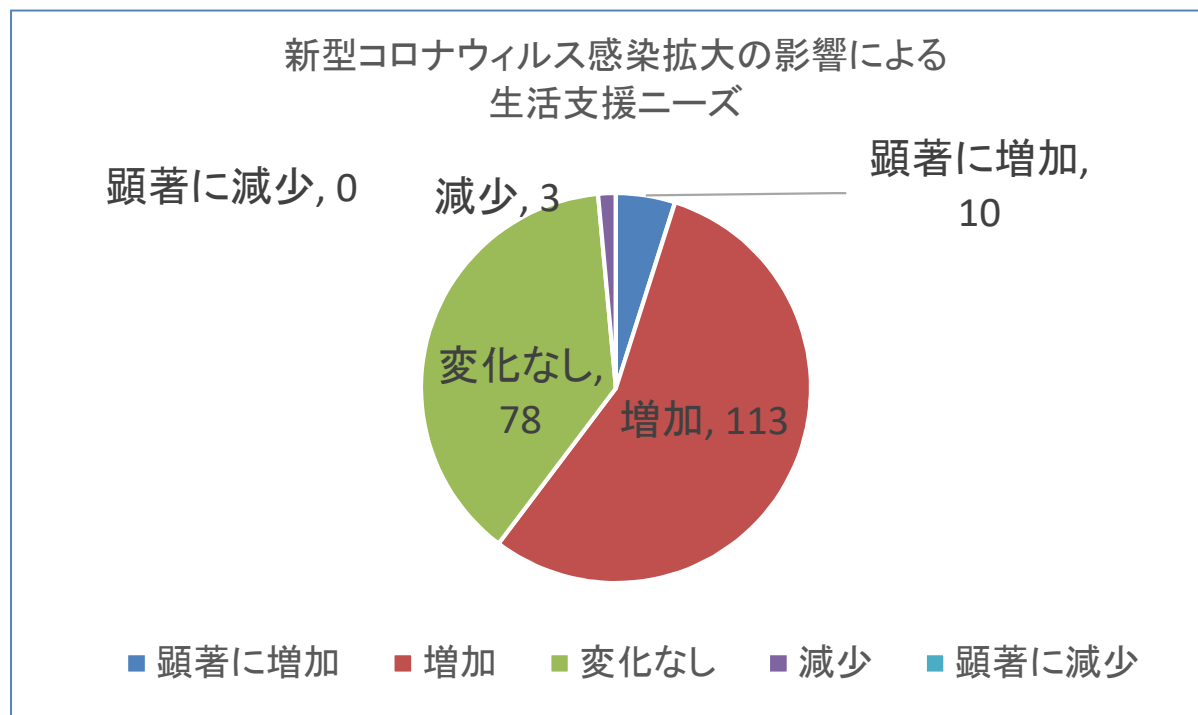


3. センターが支援する企業で業務縮小もしくは廃業により障害者雇用を縮小もしくは中止した企業数

	企業(事業所)数	失職した障害者総数
4月～6月	439	162

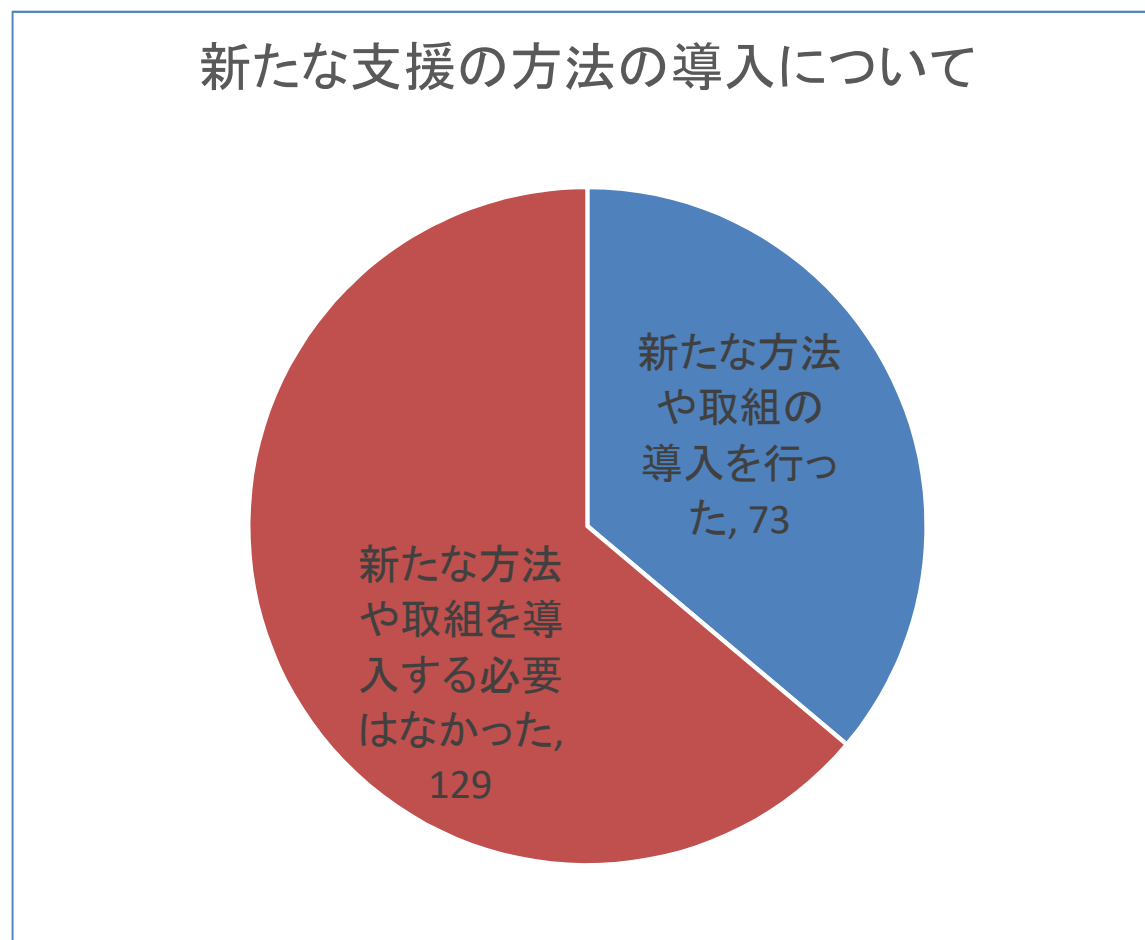
4. 新型コロナウイルス感染拡大の影響による生活支援ニーズ

平常時と比べ、生活面での支援を希望する又は必要となる者が 顕著に増加した	10	4.1%
平常時と比べ、生活面での支援を希望する又は必要となる者が 増加した	113	55.4%
特段変化なし	78	39.5%
平常時と比べ、生活面での支援を希望する又は必要となる者は 減少した	3	1.0%
平常時と比べ、生活面での支援を希望する又は必要となる者は 顕著に減少した	0	0%



5 生活面での支援方法について

支援にあたり、新たな方法や取組を導入した	73
特に新たな方法や取組を導入する必要はなかった	129



6. 新型コロナウイルスの影響により行った生活支援の内容

体調管理(手洗い・消毒などの感染防止、検温の徹底)	115
10万円給付申請などの行政手続き支援	95
健康維持のための運動指示	74
家族関係の調整やグループホームの斡旋・調整	67
自宅待機のため収入減少による家計管理	64
通院同行	42

新型コロナウイルスの影響により行った生活支援の内容

